

地域主権戦略大綱の概要

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- ◆ 第1次見直し分（63項目、121条項）第174回国会提出継続審議
- ◆ 第2次見直し分（308項目、528条項）
- ◆ 法律の改正を要する事項は、所要の一括法案等を平成23年の通常国会へ提出

第3 基礎自治体への権限移譲

- ◆ 移譲事務（68項目、251条項）
- ◆ 法律の改正を要する事項は、所要の一括法案等を平成23年の通常国会へ提出

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- ◆ 国の出先機関の事務・権限は、例外的な場合を除き、地方自治体に移譲（地方自治体へ移譲するものや国に残すものなど、事務・権限仕分けを実施）
- ◆ 法律の改正を要する事項は、所要の一括法案等を平成23年の通常国会へ提出

第5 ひもつき補助金の一括交付金化

- ◆ 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする
- ◆ 平成23年度以降段階的に実施
- ◆ 配分は、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえる

第6 地方税財源の充実確保

- ◆ 国・地方間の税財源の配分の在り方を見直すとともに、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築
- ◆ 地方交付税については、一般財源の総額を適切に確保

第7 直轄事業負担金の廃止

- ◆ 平成25年度までの間、制度の廃止とその後の在り方について結論を得る

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- ◆ 地方公共団体の基本構造について、二元代表制を前提としつつ、地方自治法が一律に定める現行制度とは異なるどのような組織形態がありえるかを検討

第9 自治体間連携・道州制

- ◆ 地域の自主的判断を尊重しながら、道州制についての検討も射程

第10 緑の分権改革の推進

- ◆ 地域資源を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図り中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型としていく
- ◆ 地域の自給力と創造力を高めていく取組を支援
- ◆ 効率的な電子自治体を実現するため自治体クラウドの推進